

茨城県畜産センターにおける公的研究費の管理体制について

茨城県畜産センター
令和5年1月26日

1 目的

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長通知令和3年4月1日改正。以下「管理・監査ガイドライン」と言う。）に基づき、公的研究費に係る管理体制を定め、競争的研究費等の運営・管理を行うものとする。

2 不正防止のための管理体制

1) 最高管理責任者

茨城県畜産センター長は、センターにおける公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとする。

2) 統括管理責任者

茨城県畜産センター副センター長兼管理課長は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとする。

3) コンプライアンス推進責任者

茨城県畜産センター副センター長（技術）は、センターにおける公的研究費の適正な管理および不正防止に関し、統括管理責任者の指示の下、以下の業務を行うものとする。

- (1) 具体的対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に報告する。
- (2) 公的研究費に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理する。
- (3) 職員に対し、定期的に啓発活動を実施する。
- (4) 職員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 公的研究費の相談窓口

統括管理責任者は、機関内外からの相談および告発等を受け付ける窓口を設置するものとする。

1) 経理事務に関する相談窓口

経理事務に関する機関内外からの相談に対応するため、畜産センター管理課に窓口を置くものとする。

2) 研究倫理に関する相談窓口

研究倫理に関する機関内外からの相談に対応するため、畜産センター企画情報室に窓口を置くものとする。

3) 公的研究費に関する通報・告発の受付窓口

通報または告発への迅速かつ適切な対応を行うため、企画情報室に受付窓口を置くものとする。